

Summer Festa 2012

初めての税法科目体験セミナー

－所得税法－

「知って得する所得税」

TAC税理士講座 8/27(月)より本格開講！

※ 先行クラス 8/20(月)～

各コース初回講義を、無料で体験受講できます。

開講日に、各校受付へ直接お越しください（予約不要）。

※ コース開講日程につきましては、「通学パンフレット」をご覧ください。

※ 受講料がお得になる「早割キャンペーン」は、8/29(水)までとなります。

TAC 税理士講座

目次

	ページ
1 所得税の概要と試験傾向	1～3
2 所得税の計算の仕組み	4
3 10種類の各種所得の内容	5
4 所得税の計算パターン	6～8
5 所得税額の計算をしてみよう.....	9～10
6 サラリーマンの税金計算.....	11～13
7 レギュラーコースと年内完結コースの違い	14
8 最後に	16

1 所得税の概要と試験傾向

科目の概要

所得税は、個人が1暦年間（1月1日から12月31日までの期間）に移いだ所得（利益）に対して課される国税で、我が国の税収入の大部分を占めています。

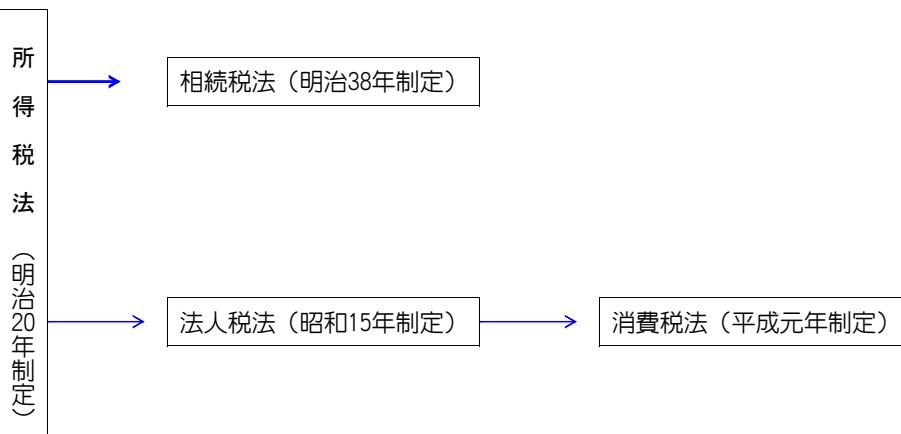
例えば、サラリーマンが会社から支払を受ける給料であるとか、銀行預金の利子、株式の配当金などには当然のごとく所得税がかかります。

また、居住用家屋の譲渡など、個人がその有する資産を譲渡した場合にも所得税がかかります。

したがって、所得税は、非常に身近な税金であるということが出来ます。

沿革

所得税は、国税の中で最も古く、税の根幹となっています。



出題傾向

本試験は、理論（2題）50点と計算50点で出題されます。

1. 理論

2題形式での出題です。平成19年以降、各問の配点は公表されていません。いずれも、応用理論(事例問題が多い)での出題です。

2. 計算

近年は、小規模な総合問題が3題程度、又は中規模の総合問題と個別問題が1題か2題程度の組み合わせでの出題が多く、比較的難易度は高いです。しかし、難しい問題であっても、基礎的な論点は必ず出題されているため、そういった箇所をしっかりと得点することができれば、合格が可能です。

合格率の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
受 験 者 数	3,153人	2,972人	3,007人	2,745人	2,501人
合 格 者 数	401人	379人	402人	393人	336人
合 格 率	12.7%	12.8%	13.4%	14.3%	13.4%

実務との関連

所得税は、実務上不可欠な科目です。

税務相談などでも、所得税、相続税といった資産税関係のものが多く、「知らない」では済まされない重要なものであるといえます。

また、年末調整、法定調書、確定申告などにおいても所得税の知識が必要になるため、実務に携わる人は、必ず所得税の知識が必要になります。

● 税理士の1年間の主な業務

- 1月 法定調書の提出、固定資産税（償却資産）の申告書の提出
源泉所得税の納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納期限※2
- 2月
- 3月 所得税、消費税（個人）、贈与税の申告書の提出
- 4月
- 5月 3月決算の会社の法人税、消費税、事業税、住民税の申告書の提出※1
- 6月
- 7月 源泉所得税の納期の特例を受けている場合の源泉所得税の納期限※2
- 8月
- 9月
- 10月
- 11月
- 12月 年末調整

※1 会社によって決算期が異なる場合も多いため、5月以外の月でも申告書を作成します。

※2 納期の特例を受けていない場合には、その月の源泉所得税を翌月10日までに納付します。

科目選択の例

税理士試験の税法科目は9科目あり、この中から3科目に合格しなければなりません。

ただし、所得税法と法人税法は選択必修とされ、いずれか一方は必ず選択しなければなりません。

また、消費税法と酒税法並びに住民税と事業税は、それぞれいずれか1科目の選択に限ることとされています。

選択科目は人それぞれですが、タイプ別に一例を挙げてみます。

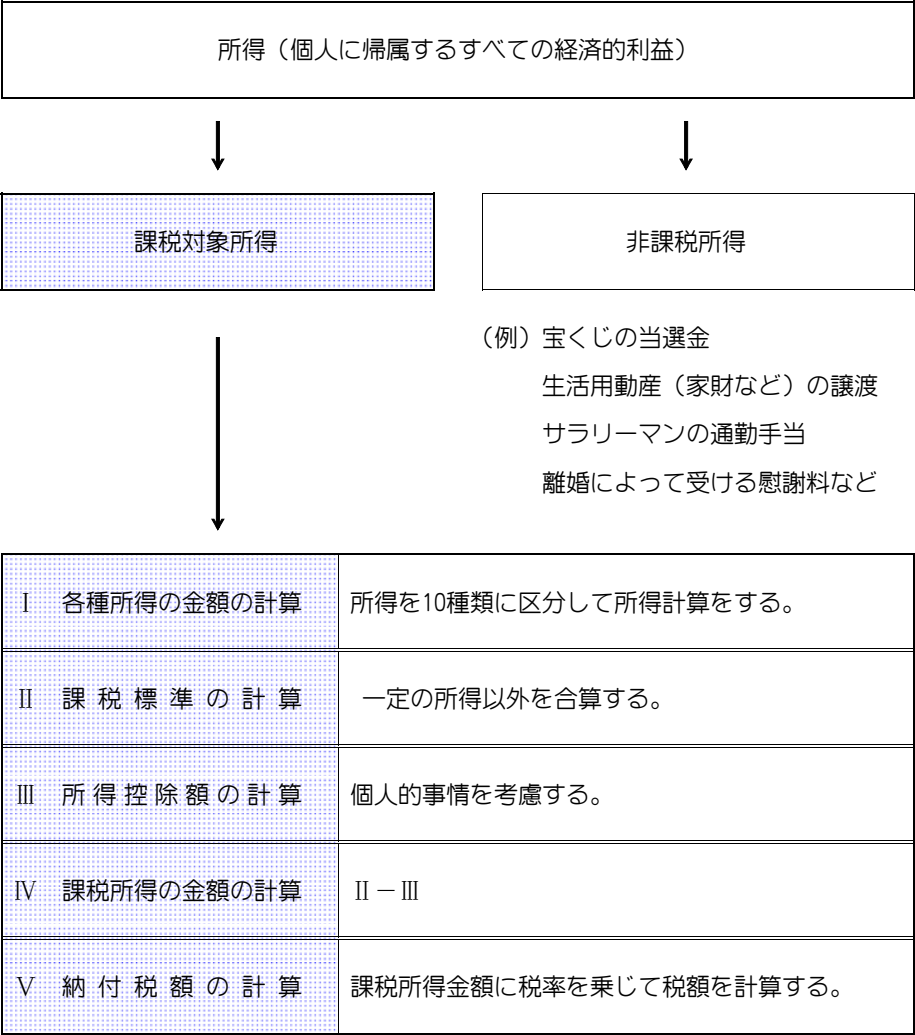
- 1 資産税関係に興味がある方
所得税法、相続税法 + 1科目
- 2 企業内で活躍したい方
所得税法、法人税法 + 消費税法
- 3 早期独立を考えている方
所得税法、法人税法 + 消費税法
- 4 とにかく早く5科目そろえたい方
所得税法、住民税 + 1科目

2 所得税の計算の仕組み

「所得」とは、「利益＝もうけ」であり、個人がこの「所得」を稼得した場合に所得税が課税されます。

しかし、課税をするのになじまない所得もあるため、非課税規定を設けて非課税となるもの以外について所得税を課しています。

なお、所得税の額は、次の5つの段階を経て計算することとなります。



③ 10種類の各種所得の内容

所得税では、課税される所得を10種類に区分するという大きな特徴があります。

10種類の各種所得の内容は次のとおりです。

- | | |
|----|---|
| 1 | 利子所得
預貯金の利子、公社債の利子など |
| 2 | 配当所得
株式の配当金、証券投資信託の収益の分配など |
| 3 | 不動産所得
不動産の貸付けによる所得など |
| 4 | 事業所得
農業、製造業、物品販売業、サービス業など、いわゆる事業による所得 |
| 5 | 給与所得
給料、賃金、賞与などの所得 |
| 6 | 退職所得
退職金に係る所得 |
| 7 | 山林所得
保有期間が5年を超える山林の譲渡による所得 |
| 8 | 譲渡所得
資産（棚卸資産、山林を除く）の譲渡による所得 |
| 9 | 一時所得
懸賞の賞品、競馬の払戻金、生命保険金など一時的な所得 |
| 10 | 雑所得
上記1～9以外の所得で、作家以外の原稿料や年金などに係る所得 |

10種類にも分類したら、仕組みが複雑になり、計算も大変そうですが、これには大きな理由があります。

個人が稼得する所得には、さまざまな性格があります。日々汗をかいて労働して得るものもあれば、労働を伴わず、資産を保有しているだけで得るものもあります。これらを一律の方法で課税してしまうと、不公平感が強いいため、その均衡をとるべく、所得を10種類に分類し、それぞれの性格に見合う所得税を課税できるよう、所得ごとにその計算の仕組みが異なっています。

4 所得税の計算パターン

所得税の計算パターンは多岐に及び、少々複雑であるため、今回は、身近な所得を中心に、主なものをご紹介します。

I 各種所得の金額の計算 ⇒ 課税対象所得を10種類に区分して計算します。

種 類	計 算 過 程
配当所得（株式の配当金）	収入金額 － 負債の利子
不動産所得（不動産賃貸業）	総収入金額 － 必要経費
事業所得（小売業等の商売）	総収入金額 － 必要経費
給与所得（給与）	収入金額 － 給与所得控除額
一時所得（懸賞や保険金など）	総収入金額 － 支出した金額 － 特別控除額 (最高50万円)

II 課税標準の計算 ⇒ 一定のルールに従い、Iの各種所得を合算します。

合算しない所得もあり、課税標準は、全部で8種類あります。

種 類	計 算 過 程
総所得金額	Iの所得を合算します。 ※ 一時所得は、2分の1だけ課税されます。

III 所得控除額の計算 ⇒ 生活費等の個人的な事情を考慮するため、各種控除を計算します。

所得控除は、一定の支出を考慮するもの（物的控除）と、家庭の事情を考慮するもの（人的控除）がそれぞれ7種類、全部で14種類あります。

物 的 控 除	医療費控除 ……医療費が10万円を超える場合、その超える金額を控除できます。	人 的 控 除	配偶者控除 ……配偶者の年間所得が38万円以下（給与収入なら103万円以下）である場合に、38万円を控除できます。
	社会保険料控除 ……国民年金・厚生年金や、健康保険などの保険料の支払額を控除できます。		配偶者特別控除 ……配偶者の年間所得が38万円超76万円未満である場合に、38万円～3万円を控除できます。
	生命保険料控除 ……支払額に応じ、最高4万円（3区分合計で最高12万円）控除できます。		扶養控除（16歳以上の人数分） 親族の年間所得が38万円以下である場合に、38万円を控除できます。
	寄附金控除 ……国や地方自治体、日本赤十字社などに対して2,000円を超える寄附をした場合、その超える金額を控除できます。		基礎控除 ……誰でも、38万円控除できます。

Ⅳ 課税所得金額の計算 ⇒ 課税標準から所得控除を控除します。

この金額に対して、税率を乗じますので、ここで千円未満の端数がある場合には、切捨てをします。

課税所得金額は、課税標準と同様に、全部で8種類あります。

$$\text{Ⅱ 総所得金額} - \text{Ⅲ 所得控除} = \text{課税総所得金額 (千円未満切捨)}$$

Ⅴ 納付税額の計算 ⇒ 課税所得金額に税率を乗じて算出税額を求めます。

課税所得ごとに、適用する税率は異なりますが、原則として、「超過累進税率」という多段階税率(※)を用います。

算出税額から、各種税額控除を控除し、前払税金である源泉徴収税額の精算をして、その年において納付すべき所得税額(申告納税額)を計算します。申告納税額は百円未満の端数を切捨てします。

摘 要	種 類	税 率
課税総所得金額に係る税額	課税総所得金額	× 超過累進税率 ※
△税 額 控 除	(主なもの) ・ 配当控除 ……配当所得がある場合に、一定額を控除します。 ・ 住宅借入金等特別税額控除 ……住宅ローンの年末残額の1%を控除します。	
△源泉徴収税額	配当金や給与は、支払額から一定額の所得税が天引き(源泉徴収)されています。これは前払税金ですので、所得税額の計算の際に精算します。	
申 告 納 税 額	(百円未満切捨)	

※ 超過累進税率の速算表

課税総所得金額	税 率	控 除 額
1,950,000円以下	5 %	— 円
1,950,000円超 ～ 3,300,000円以下	10 %	97,500 円
3,300,000円超 ～ 6,950,000円以下	20 %	427,500 円
6,950,000円超 ～ 9,000,000円以下	23 %	636,000 円
9,000,000円超 ～ 18,000,000円以下	33 %	1,536,000 円
18,000,000円超	40 %	2,796,000 円

< T A C > 無断複写・複製を禁じます

復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの25年間にわたり、東日本大震災の復興財源に充てるため、個人に課税される所得税は一律2.1%増税されます。

たとえば、復興特別所得税を考慮する前の所得税が100,000円の人は、復興特別所得税を含めると、102,100円（＝10万円＋10万円×2.1%）の税負担をすることになります。

また、給与や、利子等、配当等については、一定の方法で所得税が源泉徴収されていますが、平成25年1月1日以後に支払われるものについては、源泉徴収の税率も、2.1%分上乗せされるため、税引後の手取り額がその分減ります。

このように、平成25年分以降の所得税は、仕組みが少しだけ複雑になってしまうため、今回のセミナーでは、復興特別所得税の取扱いは考慮しないで、所得税の基本の仕組みをご紹介します。

5 所得税額の計算をしてみよう

所得税の本試験問題は、「事業所得」という商売に係る所得が中心に出題されます。

所得税は、会計科目とはあまり関係がないと思っている方も多いのですが、この事業所得の計算は法人税の計算ととても似ていますし、会計で馴染み深い「損益計算書」を基礎にして計算をしていきます。所得税を学習するときには、会計科目や法人税の知識は大いに生きるのです。

【問 題】

次の資料に基づき、居住者Aの平成25年（以下「本年」という。）分の所得税額を計算しなさい。

〔資料1〕小売業に係る本年分の損益計算書

損 益 計 算 書			
自本年1月1日		至本年12月31日	(単位：円)
売 上 原 価	8,250,000	売 上 高	14,800,000
営 業 費	2,400,000	雑 収 入	1,120,000
当 年 純 利 益	5,270,000		
	15,920,000		15,920,000

1. 売上高及び売上原価は適正額である。
2. 雑収入には、B株式の剰余金の配当236,000円（税引前）が含まれている。
3. 営業費には、次の資産の減価償却費が計上されていない。

※ 減価償却費は、定額法により計算すること

種 類	取得年月	取得価額	耐用年数	償 却 率
店 舗	H24. 9	12,000,000円	24年	0.042

〔資料2〕

Aは、雑誌の懸賞に当選し、本年中に当選金800,000円（税引前）を受取っている。

〔資料3〕

Aの平成25年分の所得控除額は1,234,500円、税額控除額は23,600円、源泉徴収税額は77,200円である。

【参考資料】

所得税の速算表（超過累進税率）

課税総所得金額等		税 率	控 除 額
	1,950,000円以下	5 %	－ 円
1,950,000円超	～ 3,300,000円以下	10 %	97,500 円
3,300,000円超	～ 6,950,000円以下	20 %	427,500 円
6,950,000円超	～ 9,000,000円以下	23 %	636,000 円
9,000,000円超	～ 18,000,000円以下	33 %	1,536,000 円
18,000,000円超		40 %	2,796,000 円

<TAC>無断複写・複製を禁じます

【解 答】

I 各種所得の金額

種 類	金 額	計 算 過 程 (単位: 円)
配 当 所 得	236,000	B株式配当金 236,000
事 業 所 得	4,530,000	(1) 総収入金額 (合計 15,684,000) ① 売上高 14,800,000 ② 雑収入 $1,120,000 - 236,000 = 884,000$ ⇒配当金は、配当所得に分類されます (2) 必要経費 (合計 11,154,000) ① 売上原価 8,250,000 ② 営業費 2,400,000 ③ 減価償却費 $12,000,000 \times 0.042 = 504,000$ ⇒税法では償却率を使います (3) (1) - (2) = 4,530,000
一 時 所 得	300,000	$800,000 - 500,000 = 300,000$ 懸賞金 特別控除 ⇒一時所得は、50万円まで課税されません

II 課税標準

種 類	金 額	計 算 過 程 (単位: 円)
総 所 得 金 額	4,916,000	$236,000 + 4,530,000 + 300,000 \times \frac{1}{2} = 4,916,000$ ⇒一時所得は、2分の1だけ課税です

III 課税所得金額

種 類	金 額	計 算 過 程 (単位: 円)
課税総所得金額	3,681,000	$4,916,000 - 1,234,500 = 3,681,000$ (千円未満切捨) 所得控除 ⇒ここで千円未満を切捨てます

IV 納付税額

種 類	金 額	計 算 過 程 (単位: 円)
算 出 税 額	308,700	$3,681,000 \times 20\% - 427,500 = 308,700$
税 額 控 除 額	△23,600	
源泉徴収税額	△77,200	⇒配当金と懸賞金は源泉徴収されているため、精算します
申告納税額	207,900	(百円未満切捨) ⇒ここで百円未満を切捨てます

6 サラリーマンの税金計算

サラリーマンは、会社から給料をもらって生計を立てているため「給与所得者」に該当し、税金を納付する義務があります。しかし、サラリーマン全員が確定申告をしているのでしょうか？日本ではサラリーマンの所得について自動的に納税がされる制度があるため、ほとんどの人は税務署に行ったことがないのが実態です。

そこで、サラリーマンの税金計算がどのようにされているのかを見ていきましょう。

【給与所得の計算】

$$\text{給与所得} = \text{収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

(1) 収入金額

基本給だけでなく、住宅手当や家族手当などの手当も収入金額となります。

※ 通勤手当（月10万円まで）・結婚祝金などは非課税

(2) 給与所得控除額

サラリーマンにも必要経費はありますが、その実額を求めるのは困難なため「概算経費」としての控除を認めています。

なお、受験上は次の表が与えられます。

給与所得控除額の速算表

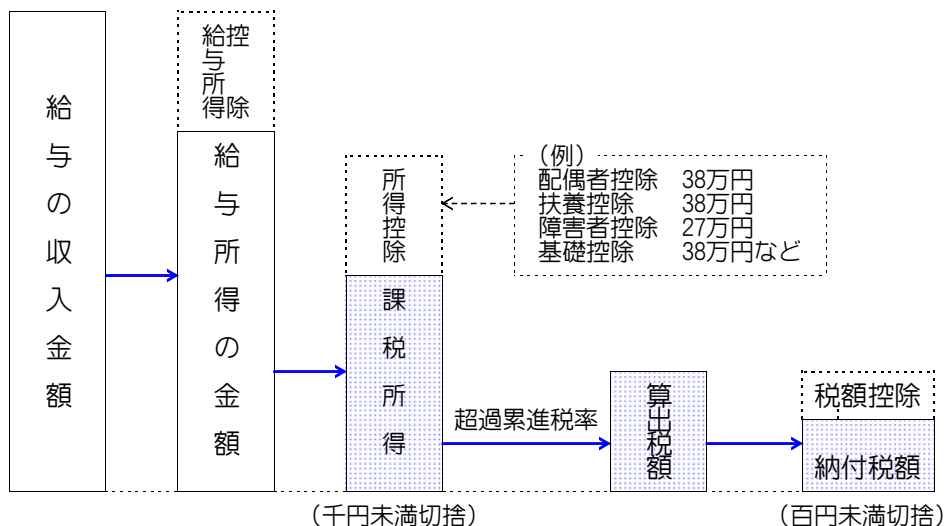
収 入 金 額	給 与 所 得 控 除 額
180万円以下	収入金額×40%（最低65万円）
180万円超～ 360万円以下	（収入金額－ 180万円）×30%＋ 72万円
360万円超～ 660万円以下	（収入金額－ 360万円）×20%＋ 126万円
660万円超～ 1,000万円以下	（収入金額－ 660万円）×10%＋ 186万円
1,000万円超～ 1,500万円以下	（収入金額－ 1,000万円）×5%＋ 220万円
1,500万円超	245万円

例 示

給与の収入金額が500万円の場合

- (1) 収入金額 500万円
- (2) 給与所得控除額 (500万円－360万円)×20%＋126万円＝154万円
- (3) 給与所得の金額 (1)－(2)＝346万円

1 サラリーマンの税額計算の仕組み



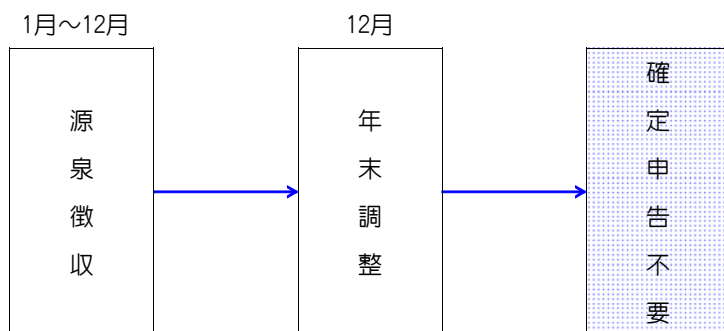
2 サラリーマンは確定申告しない？

サラリーマンは、事業所得者などと同様に所得税を納付する義務があります。

しかし、サラリーマンは全国に約4,500万人おり、全員が税務署へ殺到すると税務署がパンクしてしまうため、サラリーマンについては会社や個人事業主が給料から所得税を天引きして税務署に納める方法をとっています。これを「源泉徴収制度」といいます。

この源泉徴収が適正にされていれば、自分が納めるべき所得税を会社などが代わりに納めてくれるため、結果として、「サラリーマンは確定申告をしなくてもよい」こととなります。

なお、毎月の源泉徴収はあくまでも概算で天引きしているため、年収が確定する12月に会社が「年末調整」という手続きをして、天引きしすぎた所得税をサラリーマンに還付し、足りない場合には徴収をしますが、通常は多めに源泉徴収しているため還付のケースが多いです。



3 サラリーマンでも確定申告しなければならない人がいる？

サラリーマンでも次のような人は確定申告をしなければなりません。

(1) **年収が2,000万円を超える人**

⇒ 年末調整は年収2,000万円以下の人しか対象とならないため。

(2) **給与所得以外の副収入がある人**

⇒ 例えば給与以外に不動産を貸していれば不動産所得、土地を売れば譲渡所得などがあるため、給与と給与以外のすべての所得を記載した確定申告書を提出しなければなりません。

(注) 副収入が20万円以下の場合には、申告する必要はありません(少額不追求)

(3) **2カ所以上から給与をもらっている人**

⇒ 年末調整は「主たる給与」でしか行われないため、副収入の給与と合算して確定申告書を提出しなければなりません。

(注) 副収入が20万円以下の場合には、申告する必要はありません(少額不追求)

(4) その他

4 サラリーマンでも確定申告すれば還付される？

次のような人は、申告すれば既に納めている源泉徴収税額の一部が「還付」されます。

(1) **雑損控除、医療費控除、寄附金控除のどれかを受けたい人**

⇒ 所得控除(14個)のうちこの3つは、年末調整で控除されないため。

例えば、住宅が火事で燃えて損失を受けた場合は「雑損控除」、多額の医療費の支出があった場合には「医療費控除」が受けられます。

(2) **住宅借入金等特別税額控除を受けたい人**

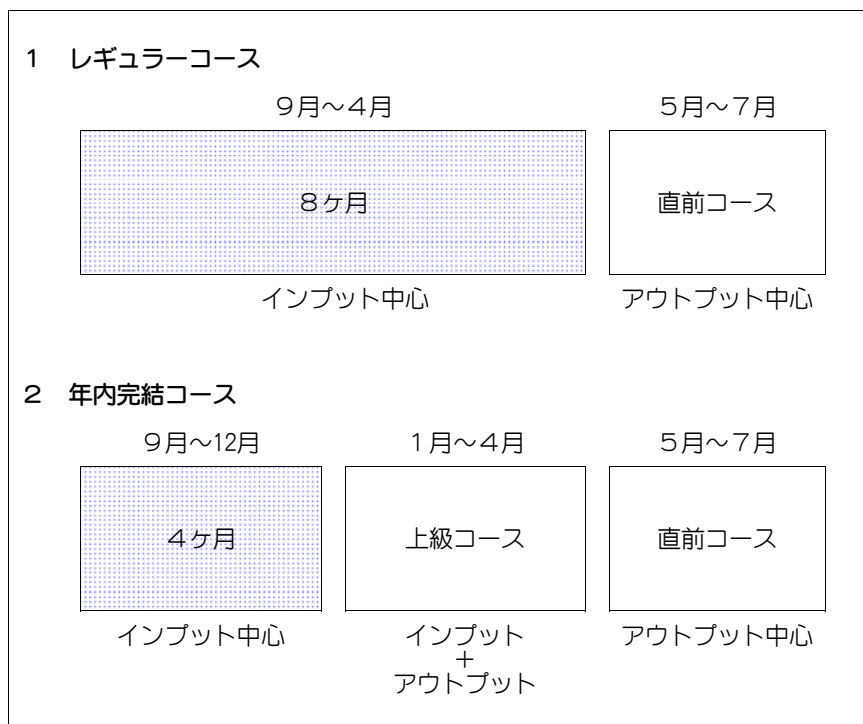
⇒ 住宅借入金等特別税額控除については、居住年の1年目は申告すると適用できるため。

※ 2年目以降は年末調整で適用ができます。

(3) その他

7 レギュラーコースと年内完結コースの違い

レギュラーコースと年内完結コースの違いは学習速度の違いです。それぞれインプット中心の学習ということでは違いがありませんし、内容もさほど変わりませんから、ご自分の学習スタイルに合わせて選択をしてみましょう。





参 考 コースのご紹介

		レギュラーコース	年内完結+上級コース
特 徴		TACで提供する最もスタンダードなコース	スタートダッシュが決め手の演習重視型のコース
		11カ月間の学習期間を設け、じっくりと実力を養成する	11カ月間の学習期間を設け、全体的にハイペースで学習を進める
		年内1回転、年明け1回転の2回転方式のカリキュラム	年内で学習内容を一通り終え、年明けから実践演習中心の上級コースに合流
具 体 的 カ リ キ ュ ラ ム	9～12月	基本事項のインプットを中心に行う	基本事項のみならず、応用論点のインプットも行う
	1～4月	基本事項の確認と応用論点のインプットを行いつつ、アウトプットも行う	基本事項・応用論点を確認しつつ、週1ペースでアウトプットトレーニング
	5～7月	試験委員対策・改正税法対策・応用理論対策講義、答練（全コース共通）	同 左
こ の よ う な 方 に オ ス ス メ		適度な学習ペースで無理なく学習を進めていきたい方	少しでも早く学習範囲の全体像をつかみたい方
		毎日の学習時間に制約があるため、少しずつ確実に学習を進めていきたい方	毎日の学習時間を比較的多く（1日3～4時間）確保することができる方
		コツコツと勉強を積み重ねていくことが得意な方	より実践を重視した、演習中心の学習を進めていきたい方
		年明け以降の科目変更の可能性が少ない方	年明け以降の科目変更の可能性のある方

なお、どのコースにするか迷われている方は、セミナー終了後、または個別受験相談にてご相談承ります。

<T A C>無断複写・複製を禁じます

8 最後に

所得税というと難しいというイメージがありますが、とても身近で面白い税金です。
学習すればするほど奥が深く面白いのが所得税です。税理士試験は長丁場ですから、興味を持てないと長続きはしません。今回のセミナーを機に所得税に興味を持っていただければ幸いです。